

市では収集・処理しないもの

家電リサイクル法対象品

家電リサイクル法対象の家電製品は、法律によって処理が定められています。定められた方法にしたがって処分してください。

対象となるもの

家電4品目 ●テレビ(液晶・プラズマ・ブラウン管) ●洗濯機・衣類乾燥機
●冷蔵庫・冷凍庫 ●エアコン



処分する人が支払う料金

リサイクル料金
+
収集・運搬料金

- ❗ 自ら指定引取場所に持ち込む場合、収集運搬料金は必要ありません。
- ❗ 収集・運搬料金は依頼される業者によって違います。
- ❗ リサイクル料金は、メーカーや規格、大きさによって料金が異なります。

処分方法

1 買い替えの場合

買い替えをするお店に、引き取りを依頼してください。販売店には引き取り義務があります。

2 処分だけをする場合

購入店がわかる場合

購入店に依頼してください。
引き取り義務があります。

購入店がわからない場合

- 安来市一般廃棄物許可業者または、家電リサイクル協力店に依頼する
または、
- 自分で指定引取場所に持ち込む
- ① 郵便局でリサイクル料金を振り込む
- ② 指定引取場所に持ち込む

指定引取場所



日ノ丸西濃運輸株式会社 松江支店
松江市東出雲町出雲郷1637-1 TEL: 0852-52-4111



日ノ丸西濃運輸株式会社 米子支店
鳥取県米子市流通町430-2 TEL: 0859-39-3939

問い合わせ

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター
TEL: 0120-319-640 ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp/>

パソコン

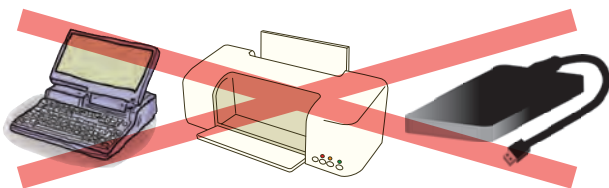
家庭で不用になったパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、メーカーによるリサイクルが行われています。市では受け取りません。

どんなもの

- ノートパソコン
- デスクトップパソコン本体・購入時付属品としてついていたキーボード・マウス、スピーカー、ケーブルなど
- 液晶ディスプレイ
- 液晶ディスプレイ一体型パソコン

対象外

プリンター、ワープロ、外付けHDD、
別購入したキーボードなど



費用

平成15年10月1日以降に購入したもの（PCリサイクルマーク表示あり）は、メーカーが無償で回収します。



平成15年10月1日以前に購入したもの

リサイクル料金がかかります。支払い方法はメーカーにお問い合わせください。

処分方法

- ① 処分するパソコンのPCリサイクルマークの有無、メーカーを確認ください。
- ② 対象機器のメーカーに電話、またはインターネットなどでお申し込みください。
回収するメーカーがない、自作のパソコンなどメーカーが判断できない場合は、「パソコン3R推進協会」にお申し込みください。申し込み後、郵送伝票が送られてきます。

パソコン3R推進協会／TEL：03-5282-7685 ホームページ <http://www.pc3r.jp/>

- ③ 郵送の手続きを行います。

自ら梱包し、伝票を貼り付けます。郵便局に戸口集荷（引取来てもらう）、または、最寄りの郵便局へ持ち込みます。

専門業者に頼むもの

有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭のあるものなど市の施設で管理及び処理作業に支障をきたす恐れのあるものは、市で処理できません。処分方法は、購入先、販売店、専門業者にご相談ください。

(令和2年2月現在)

●消火器

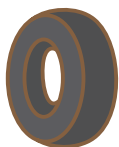


会社名	所在地	電話番号
株式会社いない 安来飯島店	安来市飯島町468番地1	23-1811
有限会社中村商店 旭町事業所	安来市広瀬町広瀬1775番地2	32-2006
株式会社永惣 安来給油所	安来市安来町888番地	22-3721

問い合わせ

消火器リサイクル推進センター TEL: 03-5829-6773
9:00~17:00 (土日祝休日および12:00~13:00を除く)

●タイヤ



●自動2輪車

二輪車リサイクル
コールセンター
TEL: 03-3000-0727



●車用鉛バッテリー



●ガスボンベ

※販売店へ返却
して下さい。



●薬品、農薬、 など



●機械油、エンジンオイル、 ガソリン、灯油、 塗料、成分不明なもの



産業廃棄物

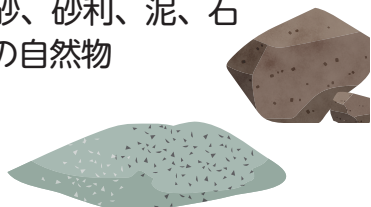
事業（一般家庭以外）から排出されるごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。事業系一般廃棄物は市で処理しますが、産業廃棄物は市では処理できません。産業廃棄物は産業廃棄物処理業者などに委託してください。

産業廃棄物について

松江保健所 TEL: 0852-23-1313

その他 (市の施設では受け入れしないもの)

●土、砂、砂利、泥、石 などの自然物



●ソーラーパネル、温水器、システム キッチン、流し台、シンクなど住宅 設置設備は取り扱い事業者処理 を依頼してください。



市では収集・処理しないもの